

三次市教育委員会訓令第1号

三次市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市立学校職員旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令

三次市立学校職員旧姓使用取扱要綱（平成18年三次市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次に掲げる各号に規定する職員」を「常勤の職員（臨時的任用職員を含む。）及び非常勤の職員（会計年度任用職員を含む。）」に改め、同条各号を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。